

港区業務継続計画（BCP）の改定について

1 概要

「港区業務継続計画（震災編）」（令和5年3月）について、東京都が改定した「東京都業務継続計画（都政BCPオールハザード型Step.1）」（令和5年11月）や港区地域防災計画（令和6年3月修正）、港区災害時受援・応援計画（令和6年6月）の策定、令和6年能登半島地震などの近年の災害状況を踏まえ、港区業務継続計画について改定しました。

2 計画改定の背景

区では、震災が発生した際、緊急時優先業務を事前に定め、最短の期間で事業の復旧及び平常時の区政運営への復帰を図ることを目的として、平成21年度に「港区業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）（震災編）」（以下「BCP」といいます。）を策定しています。BCPには、想定する地震、被害想定、緊急時優先業務、必要な人的資源などを規定しています。

現在のBCPは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、児童相談所の開設（令和3年4月）、東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」などの環境変化等を踏まえ、令和5年3月に一部改定しました。

その後、東京都では、最大の被害が想定される首都直下地震や、大規模風水害など、様々な災害の事象、規模に応じて、柔軟に対応できる「東京都業務継続計画（都政BCPオールハザード型Step.1）」（令和5年11月）へと改定しました。

また、港区防災会議は、東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」を踏まえ、令和6年3月に港区地域防災計画を修正しました。修正した計画では、新たに減災目標を定め、建築物等のさらなる耐震対策の促進や、区の特性を踏まえた、マンション等の共同住宅における防災活動などを主な取組として掲げ、減災目標の達成に向けた防災対策に取り組んでいくこととしています。

合わせて、区は、令和6年6月に、大規模災害が発生した際の人的・物的資源について、他自治体等からの受入れや、被災自治体への提供を確実に実施していくため、基本的な考え方や体制、手順等に関わる「港区災害時受援・応援計画」を策定しました。

こうした計画の改定や策定、令和6年能登半島地震、台風や集中豪雨といった風水害などの近年の災害状況も踏まえ、災害時の業務継続の実効性をさらに高めるため、最新の動向を反映させBCPを改定します。

3 計画改定のポイント

(1) 想定する災害に「風水害」を追加

多様な災害に柔軟に対応できるBCPへと改定し、区の災害対応力を一層向上させるため、想定する災害に「風水害」を追加しました。これにより、風水害は、ある程度事前の予測ができることから、災害発生前の事前対応を想定し「3日前」「1日前」「12時間前」「0時間（災害発生）」の4区分を加え、区民の避難・安全確保のための事前対応となる緊急時優先業務を追加しました。

また、本計画の名称について、これまで、「港区業務継続計画（震災編）」としていましたが、風水害の追加により、「港区業務継続計画（震災・風水害編）」とします。

なお、港区地域防災計画に基づき策定する本計画のほか、港区新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき策定する「港区業務継続計画（新型インフルエンザ編）」があります。新型インフルエンザ編については、国や東京都の計画改定を踏まえ、別途改定します。

(2) 想定する緊急時優先業務の対象期間を2週間から1か月に延長

令和6年能登半島地震では、地震発生から1か月経過後も、被災自治体では、緊急時優先業務や避難所の開設が続くとともに、避難所を閉鎖した後の住民の生活支援が課題となっており、他自治体からの応援職員による支援が続きました。

こうした、直近に発生した大規模災害である令和6年能登半島地震の被災状況や区の支援状況も踏まえ、「生活再建」を確実にするための復旧・復興段階として、想定する緊急時優先業務の対象期間を、2週間から1か月に延長し、業務や人員の算定を追加しました。

(3) 被害の実態を踏まえた職員の参集予測を試算・分析

最も大きい被害が想定される首都直下地震を基に、被害の実態等も踏まえた、より厳しい参集条件により、職員の参集状況を試算・分析しました。

具体的には、「1日の歩行時間の上限設定（10時間）」や「職員の参集困難率の算定期間を地震発生から3日以内に延長」するなどの条件を追加し、試算しました。

緊急時優先業務を実施するために必要な人員が不足することも想定し、本試算結果を基礎として、緊急時優先業務や対応策を考慮していくこととしました。

(4) 交代勤務制（ローテーション）による長時間業務への対応

大規模災害が発生した場合には、24時間態勢で緊急時優先業務に従事することが想定されるため、早期に持続可能な態勢を構築することが重要となります。災害対応が長期にわたる場合は、各部においては、職員の参集状況や業務に要する時間などを加味し、早期にローテーションを組み、特に夜間の休憩時間を十分に確保するなど、区職員や他自治体からの応援職員の健康維持に配慮する持続可能な態勢を早期に確立することを目指します。

(5) 庁内の職員確保及び庁外からの応援受入れ

緊急時優先業務に対して人員が不足する場合、各所管部門で、緊急時優先

業務への重点的な人員配置を行います。それでも対応困難な場合には、港区災害時受援・応援計画に基づき、各部は人的受援本部や協定締結先に対し、応援要請を行います。また、庁外からの応援受入れとして、災害時相互協力協定を締結している自治体や総務省の応援対策職員派遣制度の支援団体等の人的支援を円滑に受け入れ、執行体制を確保していくこととします。

これに加え、各緊急時優先業務について、庁内・庁外からの受援による対応が可能かどうか、あらかじめ整理しておくことで、円滑な受け入れ体制を整えていくこととしました。

(6) 個別具体的な業務を想定した訓練の実施によるBCMの取組の推進

BCPに基づいて緊急時優先業務を効果的に遂行するためには、研修や訓練を繰り返し実施していくことが重要であり、全庁一丸となった災害対応を行う意識を醸成することが必要です。

そのため、様々な災害を想定した訓練や研修の実施など、業務継続マネジメント（BCM）の取組をより一層推進し、緊急時優先業務の実効性を高めていきます。

具体的には、緊急時優先業務の手順や役割を明確にしたマニュアルの整備のほか、夜間休日に発災した場合を想定して災害対策住宅居住職員が参集する、災害対策本部の立ち上げを行う総合防災訓練（機関訓練）や、物的受援本部による物資輸送訓練、BCPに基づく各課での個別具体的な業務を想定した訓練の実施などにより、災害対応力を向上します。

また、訓練の実施に当たっては、実態に即したリアルな状況付与を行う実践的な訓練とするとともに、令和6年度には、初動対応に従事する職員が、迅速かつ適切に本部の立ち上げや避難所開設準備を行えるよう、視覚的にもわかりやすい「アクションカード」を作成しています。

こうしたマニュアルの整備や訓練の充実などの取組により、組織的な体制整備を進め、災害対応力をより一層高めていきます。

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年4月上旬 港区ホームページにて公表